

14 避難されている方へ

■「届出避難場所証明書」・避難場所(変更等)の届出

市では、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故によって、市外に避難されている方に「届出避難場所証明書」を発行し、避難先で各種手続きが滞ったり、特定郵便物を受け取れない問題を解消します。避難先で移動されても重要な連絡などが届くように避難場所の届出をお願いします。

- ・届出避難場所証明書 市民課 0244-24-5235
小高区役所市民総合サービス課 0244-44-6711
鹿島区役所市民総合サービス課 0244-46-2112
- ・避難場所の届出(変更連絡等) 被災者支援課 被災者支援係 0244-24-5223

■避難先の市区町村で行政サービスを受けることができます

原発避難者特例法に基づき、避難先の市区町村へ問い合わせのうえ、就学や福祉などの特例事務に係る行政サービスを受けることができます。

■郵送での3つの制度の手続きができます(P11 参照)

※市ホームページからダウンロードください。また郵送もできますので、ご連絡ください。

- ・児童手当(中学校修了前まで支給)
認定請求書(様式2号)、保護者の保険証(国民健康保険は写しは不要)、預金通帳の写しを郵送ください。2人日以降のお子様の場合は、額改定届(様式4号)を郵送ください。
- ・ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給事業(児童が出生の日から、半年以内に申請ください。)
対象品(紙おむつ、おしりふき、粉ミルクを児童一人あたり、2万円分が給付されます。)支給申請書(様式1号)を郵送してください。その後、支給決定通知が届いてから、給付金交付申請書(様式9号)と領収書(購入品が分かるレシートなど)を郵送ください。
- ・医療費資格申請・変更申請・費用助成申請(児童の保険証が発行されたら資格申請ください。)
受給資格申請、変更申請の場合、申請書、子どもの健康保険証、保護者名義預金通帳の写し。費用助成は市外(相馬市、新地町を除く)での入院及び通院した場合、一度、医療機関(薬局含む)に負担額をお支払いいただき、助成申請書と領収証の原本(診療年月日、診療点数、金額、医療機関、領収印がわかるもの)を郵送ください。1機関1か月ごとに1枚必要です。
- ・申請送付・問合せ先 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所こども家庭課 TEL 0244-24-5215

■学校給食について

市では毎日の給食の食材全品の放射性物質検査を行い、結果はホームページに公開しています。